

公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター動物実験委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター動物実験指針（以下「指針」という）の定めに基づき、本研究センターに動物実験委員会（以下「委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、指針について必要な事項を所管する。必要と認めた場合は、委員会で審議の上、適時、見直す。

(組織)

第3条 委員会は、理事長の指名した委員長、副委員長及び次の各号に掲げる動物実験委員をもって組織する。

(1) 各研究室室長

(2) 動物実験室主任

(3) 前号に掲げる者の他、理事長が必要と認める者 若干名

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は1年とする。但し、再任されることができる。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(委員長)

第5条 委員会は委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、必要あると認めるとき委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務担当委員において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日 名称変更に伴い一部改正。